



Building a better
working world

海外の税関事後調査 サポート

EY税理士法人

海外における税関事後調査の傾向

海外のグループ会社との間で輸出入取引を行っている企業の多くは、日本国内のみならず取引国においても税関による事後調査に直面します。特に、税関による管理が厳格な中国、韓国、タイでは事後調査件数が増加しており、日系企業を含む多国籍企業の多くが対象とされています。

事後調査では、税関職員が輸出入書類や帳簿類を点検し、輸入貨物の課税価格、品目分類や原産地等に係る輸出入申告や関税等の納税が関係法令に従って正しく行われているかを確認します。

その中でも、特に日本を含む海外からの輸出価格(現地における輸入価格)の妥当性に焦点を絞って調査が実施されるケースが数多く見受けられます。輸入申告価格は関税額を算出する基準となるため、税関は仔細に取引価格の決定方法や加算要素の有無、加算状況を確認します。

最近では、輸入通関時の検査を削減、通関ペーパーレス化等の通関改革が実施され、通関効率が従来より大幅に改善される一方、事後調査で詳細かつ厳格に調査するという傾向もみられます。実際の輸入通関の日から数年後に調査が行われるため、当時の輸入内容を正確に説明できるよう社内体制が整備されていることや、価格設定方針に係る文書、関連書類が保存されていることが効率的に調査を進める鍵となります。

迅速な初期対応が重要

事後調査では、迅速かつ正確な情報提供が求められます。特に海外においては、事前通知無く税関職員が会社を訪れ、調査を実施することもあります。仮に事前通知がある場合でも、十分な準備期間が取れない場合もあります。

しかし、初期対応がその後の事後調査の方向性を決定づけてと言っても過言ではありません。迅速に対応する一方で、税関の質問を十分に検証した上で対応することにより、問題が複雑化し、調査が長期化することを防ぐことができます。

多くの国において、税関当局からの質問への回答を拒んだり、真実ではない供述を行った場合には、懲役を含む罰則が設けられています。また、税額不足を指摘された場合には、延滞税に加えて高額な罰金を徴収される可能性もあります。

国	ペナルティの例
中国	不足税額の30~200%
韓国	不足税額の10%(輸入VATの還付不可)
タイ	物品価格の4倍
フィリピン	不足税額の50~200%
マレーシア	不足税額の30~200%

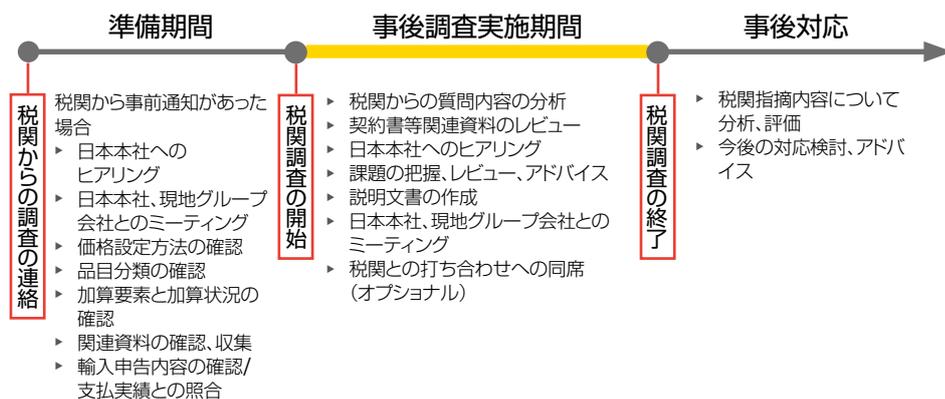
事後調査のための サポート

調査の複雑化や罰則等のリスク軽減のためにも、調査の早い段階から日本と海外グループ会社(事後調査対象)が密に連携して、グループ全体としての対応をすることが望ましいと言えます。

EY税理士法人では、現地のEY事務所と一体となって、サポートを致します。

各社の価格設定ポリシーや輸入オペレーションの事実関係を把握した上で、日本の本社と現地グループ会社の双方と連携しながら税関からの質問における課題の論点整理、回答書の作成、説明方法のアドバイス、税関との折衝等のサポートを提供します。

作業内容



日本-海外連携体制のメリット

特に近年の事後調査では、取引価格の妥当性や現地グループ会社が支払ったロイヤルティの内容について詳細に確認する傾向にあります。多くの場合、これらに関する情報は日本の本社にあります。税関に的確に回答するためには、税関の質問内容を精査し、十分に問われていることを理解することが重要です。

EY税理士法人では、EY現地事務所と一体となり、事後調査のサポートを行っています。これにより:

- ▶ 現地事務所を通じて、税関の質問内容を正確に把握、分析した上で、どのような情報をどのように提出すればよいかを日本の本社に伝えることができるため、本社はどのような情報を求められているかを的確に判断することができます
- ▶ EY税理士法人が本社から必要な情報を把握、整理し、現地事務所に説明するため、現地事務所は調査対象会社が正確かつ迅速に現地税関へ説明するためのサポートができ、税関との関係も良好に保つことができます
- ▶ 日本の本社、現地グループ会社、EY税理士法人および現地事務所の四者が連携することにより、調査の進捗状況や課題が関係者に可視化され、円滑な調査運営につながります

<p>一般的に注目され易い内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 海外関連会社との取引価格 ▶ 商標使用料等(ロイヤルティ・ライセンス料)の申告漏れ ▶ 一定期間内で輸入価格の上下が大きい製品の申告内容 ▶ 海外に支払う役務の費用(開発費用、サービス費用等)の申告漏れ ▶ 移転価格調整金の発生時の修正申告漏れ ▶ 貨物代金以外の海外送金 ▶ サンプル品等のクーリエ・ハンドキャリー活用時の申告漏れ ▶ 無償貨物・修理品の評価額 ▶ 関税減免戻制度・特恵関税制度の適用の誤り ▶ 海外生産のために無償で提供した原材料費用の申告漏れ 	<p>確認される主な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 輸入申告許可書 ▶ インボイス/支払実績の証跡 ▶ 運賃明細書 ▶ 保険明細書 ▶ プライスリスト ▶ 会計帳簿、送金台帳等 ▶ プライシングポリシー ▶ 売買契約書/発注関係書類 ▶ ライセンス契約書 ▶ 加算要素に係る証跡
<p>事後調査を効率的に進めるためのその他のサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 関税の観点からの移転価格文書化: 移転価格税制と関税の側面を融合させた価格設定ポリシーの作成、関税の側面からの説明文書の作成 	

Contact

本サービスに関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.knowledge@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.
Japan Tax SCORE 20160224. ED None

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp